

# 令和6年度 西原町人材育成会 大学（短大・大学院）学資金貸費生募集要項

西原町人材育成会は、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、西原町出身の生徒に対して学資を貸与するため、貸費生を下記のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 日本国籍を有し、西原町内に1年以上居住する者又はその者の子弟のうち、学業、人物ともに優秀でかつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。
- (2) 日本国内にある大学（学校教育法による大学）に在学又は入学決定している者。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体又は民間育英団体等から学資金の貸与又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。

※日本学生支援機構、その他団体等に併願することは構いませんが、学資金の併用はできません。ただし、金融機関の教育ローンは併用になりません。

なお、当会を辞退する場合は、振込済みの学資金がある場合は一括返戻が必要です。

- (4) 貸与した学資金の返還義務を確実に履行できる者。

## 2 貸費生の募集人員及び貸与月額等

種別	採用予定人員	貸与月額
県内大学（短大・大学院）	若干名	30,000円
県外大学（短大・大学院）	若干名	40,000円

※ 選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

## 3 学資金の貸与

学資金は無利息で貸与されます。

- (1) 貸与期間

令和6年4月分から卒業する（標準修業年限の終期）までです。

- (2) 貸与方法

学資金は本会が指定する金融機関に設けられた貸費生本人名義へ振込みします。

## 4 応募方法

- (1) 受付期間

令和6年3月1日（金）から3月29日（金）までの午前9時00分から午後5時00分まで。

※ 土日、祝日、12時から13時は除く。

- (2) 応募先

西原町人材育成会（西原町教育委員会教育総務課内）

〒903-0220 西原町字与那城140番地の1

TEL 945-3655（内線2201）

### (3) 応募手続

次の書類を受付期間内に当会まで提出してください。

- ① 西原町人材育成会学資金貸与願書（様式第1号）
- ② 貸費生推薦書（様式第2号） ※開封無効（ただし、社会人枠を除く。）
- ③ 学業成績証明書 ※開封無効（ただし、社会人枠を除く。）
- ④ 合格通知書（コピー）又は在学証明書
- ⑤ 住民票謄本（続柄、本籍地及び世帯主の記載あり・マイナンバーは記載なし）
- ⑥ 町県民税課税台帳記載事項証明書（令和5年度）
- ⑦ 資産証明書または無資産証明書（令和5年度）
- ⑧ 納税証明書 ※町税に滞納がないことの証明。滞納がある場合は滞納年度からの証明書。

注：⑥～⑧については、18歳以上世帯全員分  
単身赴任世帯の保護者の場合も⑤～⑧提出

## 5 選考及び選考結果の通知

選考は、願書その他書類に基づき、学業成績（原則、5段階で3.0以上、GPAで2.4以上の者）や学資支弁の困難な度合（公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の採用基準に準ずる）等についての審査を経て、5月上旬頃に決定し、選考結果を通知します。

## 6 採用後の流れ

貸費生に採用された者には、「誓約書・学資金借用証書」、「学資貸費生登録書」、「学資振込先口座申請書」を送付します。

「誓約書・学資金借用証書」は、貸費生本人、連帯保証人は保護者又は親族のほか、沖縄県に居住する独立の生計を営む者（社会保険等の扶養に入れない程度の収入、総収入額が130万円以上ある者）との連名で作成し、当会の定めた期限までに提出してください。

期限までに提出がない場合は、貸費生として採用が取り消されますので注意してください。

## 7 奨学金の返還

貸与終了した月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、7年以内に返済しなければなりません。

「西原町人材育成会学資金返還計画書」、「預金口座振替依頼書」を当会の定めた期限までに提出してください。なお、返還は口座振替となり振替事務手数料が発生しますので、奨学金返還者で負担してください。